

平成22年 1月 14日

国土交通大臣 前原誠司 様

荒瀬ダム撤去を求める熊本県議員連盟
代表 松野 信夫
代表 中島 隆利
代表 鎌田 聡
代表 田中 茂

「荒瀬ダム撤去問題」に関する要望書

前原大臣におかれましては、国民の多彩な生活環境を向上するため、日夜ご心労いただいていることに深甚の感謝を申し上げます。

県営荒瀬ダムの水利権は、ダムの撤去を公約として更新されたもので、その水利使用規則に記載の通り平成22年3月31日に失効しますが、管理者である蒲島熊本県知事は水利権(水利使用の許可)の申請をすると表明しています。

しかし、荒瀬ダムの水利使用によって、これまで住民は甚大な損失を受け、更にその損失は増大することが目に見えていますし、被害者である地元住民をはじめ八代市民は「荒瀬ダムを撤去して、球磨川の再生・八代海の資源回復による持続可能な社会の発展」を望んでいます。

知事が出した荒瀬ダムを撤去するための4つの条件は、自らの意思は明確ではなく、自らが出した条件の中でそれが果たせない場合の責任の所在は国にあるとしており、これまで積み重ねたものを否定し、この事だけで県の財政が破綻するという論調であり、全てが受け入れ難いものです。荒瀬ダム撤去の議論が再燃したのは新政権の公約によるものだと断言し、更には、水利権がないダムは河川の中の不法な占用物であるとして、地元住民の同意が得られない場合においても水利使用の申請手続きを行い、是非の判断は民主党政権における国交省が判断する事としました。これまでも様々な議論が交わされていますが、河川管理者として適切な判断を下される様、以下の通り要望します。

記

- 1 荒瀬ダム撤去は、球磨川の再生そして八代海の豊かな資源を回復する意義深い公共事業であると認識され、補助金等のダム撤去のための法整備を急がれる事。
- 2 それまでは河川の不法占用物とは断定せず、緩やかな法の適用がなされる事。つまり、方向性が決定されるまではゲートの開放をしたままでの存続を認可する事。
- 3 これまでの経緯を理解され、許認可の判断に当たっては地元住民の意見を充分拝聴して頂き、地元の理解が得られない当該水利権の申請を受理されない、若しくは許可を行われない事

ダム等によって損なわれた生活環境の修復、更には将来にわたって持続可能な生活環境の構築に国の支援があることは国民から歓迎されるものと理解します。

これからの国のあり方を変え、国民の幸せのためとなる先例を作って頂く事を重ねて要望致します。